

令和7年11月27日開会

第784回むつ市教育委員会会議

参 考 資 料

議案第2号	1頁
報告第2号	5頁

議案第二号 参考資料

むつ市文化財保護審議会委員委嘱者名簿（案）

任期:令和7年12月1日～令和9年11月30日

No.	氏名	再・新	分野	年齢	備考
1	まつ い てつろう 松井 哲朗	再	歴史	78	
2	おおやぎ あきら 大八木 昭	再	自然（動物）	77	
3	やす た しょう どう 安田 祥導	再	歴史	74	
4	たき もと ひさ ふみ 瀧本 壽史	再	歴史（近世）	70	
5	あ べ せい いち 阿部 誠一	再	自然（動物）	69	
6	いし くら つかさ 石倉 司	再	民俗	52	むつ市社会教育委員
7	みかみ はる ふみ 三上 春文	再	自然（昆虫）	70	
8	さ どう みどり 佐藤 ミドリ	再	歴史	82	
9	しら かわ なお と 白川 直人	再	建造物	67	旧大湊水源地水道施設修理専門委員会委員
10	おおたはら じゅん 太田原 潤	再	考古・民俗	64	神奈川大学日本常民文化研究所客員研究員

※年齢は令和7年11月1日現在

議案第2号参考資料

文化財保護法(抄)

(地方文化財保護審議会)

第190条 都道府県及び市町村(いずれも特定地方公共団体であるものを除く。)の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。

3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

むつ市文化財保護条例(抄)

(文化財保護審議会の設置)

第4条 法第190条第1項の規定に基づき、教育委員会にむつ市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(定数及び委嘱)

第6条 審議会は、委員15人以内で組織し、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。ただし、特別の事項を審議する必要があると認めるときは、定数を超えて臨時に委員を置くことができる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

報告第二号 参考資料

む 教 生 第 271 号
令和 7 年 11 月 6 日

青森県教育委員会
教育長 風張 知子 様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
現状変更に係る終了報告について（進達）

標記の件について、むつ市長より提出された文書を別添のとおり、文化庁長官あてに進達いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

担当:むつ市教育委員会 生涯学習課
森田 賢司
TEL 0175-31-1188
FAX 0175-24-1912

む 教 生 第 271 号
令和 7 年 11 月 6 日

文化庁長官 都倉 俊一 様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
現状変更に係る終了報告について（進達）

標記の件について、むつ市長より下記現状変更に係る終了報告が提出されましたので、別添のとおり進達します。

記

令和 6 年 7 月 19 日付、6 文庁第 1702 号で許可された
天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更(捕獲)

担当:むつ市教育委員会 生涯学習課
森田 賢司
TEL 0175-31-1188
FAX 0175-24-1912



む 農 林 第 877 号
令和 7 年 9 月 29 日

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一 様

青森県むつ市中央一丁目 8 番 1 号
むつ市長 山本 知也
(公 印 省 略)

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
現状変更等（捕獲）終了報告について

このことについて、令和 6 年 7 月 19 日付け 6 文庁第 1702 号で許可された現状変更等（捕獲）は終了したことから、別紙のとおり終了報告を提出しますので、青森県教育委員会教育長宛に進達方お願い致します。

む 農 林 第 877 号
令和 7 年 9 月 2 9 日

文化庁長官 都 倉 俊 一 様

青森県むつ市中央一丁目 8 番 1 号
むつ市長 山 本 知 也
(公 印 省 略)

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
現状変更等（捕獲）終了報告について

このことについては、令和 6 年 7 月 1 9 日付け 6 文庁第 1 7 0 2 号で許可された現状変更等（捕獲）が終了しましたので報告いたします。

記

1. 天然記念物の名称
天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
2. 指定年月日
昭和 4 5 年 1 1 月 1 1 日
3. 天然記念物の所在地
青森県むつ市及び下北郡
4. 所有者の氏名住所
日本国

5. 現状変更等の実施内容及びその経過

① 実施内容

第3次第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）に基づき、サル
の捕獲を実施した。捕獲方法は、同計画で定められている捕獲檻（箱わな・大型
檻）を用いて群れ被害状況等及び年齢構成等のバランスを考慮しながら実施した。

学術研究に伴い、一部研究者の指示のもと、放獣も実施した。

捕獲後はできる限り苦痛を与えない方法により薬殺し、埋葬又は焼却処理を
行った。

② 経 過

令和6年	6月14日	む農林第114号で文化庁長官宛「現状変更等許可申請書」を提出（461頭申請）
	6月14日	む農林第113号で青森県知事宛「鳥獣捕獲等許可申請書」を提出（461頭申請）
	7月5日	青自然第191号（青森県）により許可
	7月19日	6文庁第1702号（文化庁）により許可
	9月1日	捕獲作業開始
令和7年	8月31日	捕獲作業終了（86頭捕獲（内4頭放獣））

② 捕獲状況

耕作地・人家周辺において、箱わな及び大型罠により第3次第二種特定鳥獣管理
計画に基づきA2-84B群1頭、A2-85群3頭、01-A群8頭、02-B群4頭、A87-A群22頭、Ab
群1頭、M2-B群19頭、S1-A群2頭、S1-B群8頭、I2-A1群1頭、Ko2-A群4頭、Ko2-B群6
頭、ハナレザル7頭の計86頭（内4頭放獣）の捕獲を実施した。

6. 総括

今回の捕獲は、「第3次第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）」に基づ
き、人的被害防止及び農作物被害対策のためのニホンザルの捕獲を実施したものであり
、人的被害の未然防止及び農作物被害の減少につながった。

また、天然記念物への影響（絶滅や分裂等）については、むつ市が行っているモニタ
リング調査及び下北半島のサル一斉調査においても、絶滅等が確認されないことから、
影響がないと判断している。

今後も地域住民と協力しながら保護管理及び被害防除対策に精進し、人とサルとの共
生に向けて取り組んでいく。

(添付資料)

- ・捕獲檻設置場所及び捕獲位置図
- ・ニホンザル捕獲記録
- ・捕獲用檻（箱わな）仕様図

ニホンザル捕獲記録の一覧表

(全 86 頭)

No.	群れ名	捕獲年月日	捕獲場所	性別	推定年齢	放獣・処分	備考
1	A2-84B群 (1頭)	令和7年8月22日	むつ市脇野沢寄浪	雌	4	処分	
2	A2-85群 (3頭)	令和7年1月31日	むつ市脇野沢小沢	雄	3	処分	
3		令和7年4月5日	むつ市脇野沢小沢	雄	4	処分	
4		令和7年4月5日	むつ市川内町蛸崎	雌	5	処分	
5	01-A群 (8頭)	令和7年5月21日	むつ市脇野沢七引	雄	3	処分	
6		令和7年6月3日	むつ市脇野沢七引	雄	5	処分	
7		令和7年6月22日	むつ市脇野沢片貝	雌	8	処分	
8		令和7年7月11日	むつ市脇野沢七引	雄	10	処分	
9		令和7年7月20日	むつ市脇野沢七引	雄	4	処分	
10		令和7年7月28日	むつ市脇野沢七引	雄	8	処分	
11		令和7年8月21日	むつ市脇野沢七引	雄	2	処分	
12		令和7年8月22日	むつ市脇野沢七引	雌	2	処分	
13	02-B群 (4頭)	令和6年9月10日	むつ市脇野沢七引	雄	6	処分	
14		令和6年9月10日	むつ市脇野沢七引	雌	8	処分	
15		令和7年8月21日	むつ市脇野沢七引	雌	9	処分	
16		令和7年8月21日	むつ市脇野沢七引	雄	1	処分	
17	A87-A群 (22頭)	令和6年11月12日	むつ市脇野沢芋田	雌	3	処分	
18		令和6年11月21日	むつ市脇野沢九艘泊	雄	1	処分	
19		令和6年11月25日	むつ市脇野沢九艘泊	雌	4	処分	
20		令和7年2月16日	むつ市脇野沢蛸田	雌	8	処分	
21		令和7年2月16日	むつ市脇野沢蛸田	雌	3	処分	
22		令和7年2月17日	むつ市脇野沢蛸田	雌	15	放獣	
23		令和7年2月25日	むつ市脇野沢九艘泊	雌	16	放獣	
24		令和7年3月18日	むつ市脇野沢芋田	雄	8	処分	
25		令和7年3月21日	むつ市脇野沢九艘泊	雌	3	処分	
26		令和7年3月21日	むつ市脇野沢芋田	雌	1	処分	
27		令和7年3月25日	むつ市脇野沢芋田	雄	10	処分	
28		令和7年4月1日	むつ市脇野沢芋田	雄	2	処分	
29		令和7年4月1日	むつ市脇野沢芋田	雄	2	処分	
30		令和7年4月5日	むつ市脇野沢九艘泊	雌	4	処分	
31		令和7年4月7日	むつ市脇野沢九艘泊	雌	2	処分	
32		令和7年4月8日	むつ市脇野沢九艘泊	雌	2	処分	

33		令和7年4月12日	むつ市脇野沢九艘泊	雌	15	放獣	
34		令和7年4月30日	むつ市脇野沢九艘泊	雌	4	処分	
35		令和7年5月3日	むつ市脇野沢九艘泊	雌	18	放獣	
36		令和7年5月21日	むつ市脇野沢九艘泊	雄	2	処分	
37		令和7年6月11日	むつ市脇野沢九艘泊	雄	5	処分	
38		令和7年6月11日	むつ市脇野沢九艘泊	雄	6	処分	
39	M2-B群 (19頭)	令和6年9月8日	むつ市川内町湯野川	雌	0	処分	
40		令和6年9月8日	むつ市川内町湯野川	雌	9	処分	
41		令和6年10月7日	むつ市川内町湯野川	雌	0	処分	
42		令和6年10月7日	むつ市川内町湯野川	雌	5	処分	
43		令和6年10月7日	むつ市川内町湯野川	雌	5	処分	
44		令和6年11月9日	むつ市川内町湯野川	雄	4	処分	
45		令和7年7月13日	むつ市川内町家ノ辺	雄	10	処分	
46		令和7年7月13日	むつ市川内町家ノ辺	雌	8	処分	
47		令和7年8月6日	むつ市川内町家ノ辺	雄	10	処分	
48		令和7年8月11日	むつ市川内町家ノ辺	雌	10	処分	
49		令和7年8月20日	むつ市川内町家ノ辺	雌	3	処分	
50		令和7年8月22日	むつ市川内町家ノ辺	雌	4	処分	
51		令和7年8月22日	むつ市川内町家ノ辺	雌	5	処分	
52		令和7年8月24日	むつ市川内町湯野川	雄	5	処分	
53		令和7年8月25日	むつ市川内町家ノ辺	雄	2	処分	
54		令和7年8月25日	むつ市川内町家ノ辺	雌	4	処分	
55		令和7年8月25日	むつ市川内町家ノ辺	雌	5	処分	
56		令和7年8月26日	むつ市川内町家ノ辺	雄	3	処分	
57		令和7年8月26日	むつ市川内町家ノ辺	雌	3	処分	
58	Ab群 (1頭)	令和6年9月8日	むつ市川内町安部城	雄	4	処分	
59	S1-A群 (2頭)	令和7年8月6日	むつ市荒川町	雄	11	処分	
60		令和7年8月11日	むつ市田名部宮後	雄	15	処分	
61	S1-B群 (8頭)	令和7年8月1日	むつ市関根名子	雌	4	処分	
62		令和7年8月1日	むつ市関根名子	雌	5	処分	
63		令和7年8月1日	むつ市関根名子	雌	5	処分	
64		令和7年8月1日	むつ市関根名子	雌	10	処分	
65		令和7年8月1日	むつ市関根名子	雌	8	処分	
66		令和7年8月1日	むつ市関根名子	雄	5	処分	

67		令和7年8月1日	むつ市関根名子	雄	7	処分	
68		令和7年8月1日	むつ市関根名子	雄	2	処分	
69	I2-A1群 (1頭)	令和7年3月6日	むつ市大畑町赤川村	雌	4	処分	
70	Ko2-A群 (4頭)	令和6年11月18日	むつ市関根北関根	雄	5	処分	
71		令和7年3月30日	むつ市関根北関根	雌	7	処分	
72		令和7年5月20日	むつ市関根出戸川目	雄	9	処分	
73		令和7年7月7日	むつ市関根出戸川目	雄	8	処分	
74	Ko2-B群 (6頭)	令和6年10月23日	むつ市関根出戸川目	雄	3	処分	
75		令和6年11月21日	むつ市関根出戸川目	雄	12	処分	
76		令和6年11月29日	むつ市関根出戸川目	雌	1	処分	
77		令和7年5月28日	むつ市関根高梨川目	雄	11	処分	
78		令和7年7月4日	むつ市関根高梨川目	雌	3	処分	
79		令和7年7月4日	むつ市関根出戸川目	雄	4	処分	
80	ハナレザル (7頭)	令和6年9月23日	むつ市脇野沢七引	雄	20	処分	
81		令和6年11月23日	むつ市脇野沢七引	雄	15	処分	
82		令和7年7月17日	むつ市脇野沢七引	雄	12	処分	
83		令和7年7月20日	むつ市脇野沢七引	雄	11	処分	
84		令和7年8月8日	むつ市脇野沢七引	雄	6	処分	
85		令和7年8月22日	むつ市脇野沢片貝	雄	12	処分	
86		令和7年8月25日	むつ市川内町湯野川	雄	10	処分	

サルの捕獲頭数

文化庁申請分		市教委申請分				
期間	許可頭数	捕獲頭数 (殺処分)	年度	一時捕獲		
				許可頭数	捕獲頭数	
第3次第二種 計画期間	R3.7月～R4.7月	300	27	R3	60	5
	R4.8月～R5.8月	367	45	R4	66	4
	R5.9月～R6.8月	430	98	R5	66	10
	R6.9月～R7.8月	461	82	R6	66	4
	R7.9月～R8.8月	440		R7	66	
合計	1,998	252		324	23	

参考資料

●むつ市における農作物被害状況の推移について

令和 4 年度…被害額 ¥282,445 被害戸数 28 戸

令和 5 年度…被害額 ¥711,586 被害戸数 75 戸

令和 6 年度…被害額 ¥417,036 被害戸数 45 戸

●下北半島に生息する群数、個体数

令和 4 年度…群数 74 群 2,906 頭+ α

令和 5 年度…群数 74 群 2,852 頭+ α

令和 6 年度…群数 76 群 2,736 頭+ α

